

⚠️ 大切なお知らせです。

ご覧いただき、ご契約のしおり・証書と一緒に保管をお願いします。

明日の暮らし、ささえあう

CO・OP共済

加入者 ニュース



2019年版

もくじ	2018年度割戻(わりもどし)について..... 1
	2019年9月商品改定のお知らせ 2
	契約内容についてのお知らせ 3
	《たすけあい》の満期のお手続きに関するお願い 4
	——ジュニア20コース、65歳満期など
	ご契約の各種お手続きのご希望について 4
	——住所変更・口座変更など
	共済金について 5
	あなたの周りでCO・OP共済を 必要としている方をご紹介します 6
	個人賠償責任保険について 7
	2018年度CO・OP共済の事業概況 7
	CO・OP共済のお問い合わせ先が新しくなりました! 8
	就職や結婚などにより独立される場合 8

<http://coopkyosai.coop>

日本コープ共済生活協同組合連合会 (コープ共済連)



2018年度割戻について

わりもどし

CO・OP共済では毎年3月20日に決算を行い、剰余金の一部を契約者に割戻金として還元しています。

※対象となるのは、2018年3月～2019年2月までの掛金です。



- 2019年3月31日時点で有効な契約が対象となります。
- コースごとに保障内容が異なるため、割戻金もコースごとに異なります。
- 先進医療特約の割戻金もあわせてお支払いします。
- 割戻金の支払方法はご加入の生協によって異なります。お支払予定日等につきましては、毎年発送する「控除証明書(共済掛金払込証明書)兼割戻通知書」にてご確認ください。



- 2019年3月20日時点で有効な契約が対象となります。
- 年齢や性別、保障内容ごとに割戻金は異なります。
- 割戻金はCO・OP共済が利息をつけて原則共済期間の終了まで据え置きます。このように利息をつけて据え置いた割戻金を「据置割戻金」といいます。
注1) 先進医療特約の割戻金もあわせて据え置きます。
- 据置割戻金は、共済期間中に請求いただくこともできます。
ご請求手続きは「共済マイページ」、もしくはお電話(自動音声受付サービス 0120-075-100)から行うことができます。
注1) ご契約ごとのご請求となります。金額を指定したご請求はできません。
注2) 《ずっとあい》割戻金につきましては「共済マイページ」からのご請求はできません。
- 2019年度中に満期を迎える《あいふらす》の契約については、契約が途中で終了しても、2019年度分に対する割戻金は発生します。契約終了時に確定・発行される通知をご参照ください。
- これまでの《あいふらす》割戻金の据置利率

割戻年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
据置利率	0.15%	0.15%	0.10%	0.10%	0.06%



2019年9月商品改定のお知らせ

1 2019年9月2日発効の契約より、脂質異常症・高脂血症の方も、一定の条件を満たす場合、ご加入いただけるようになります

これまで脂質異常症・高脂血症により告知事項に該当する方は、《たすけあい》・《あいぷらす》・《ずっとあい》にご加入いただけませんでしたが、2019年9月2日以後の発効契約より告知事項に加え、以下の条件を満たす場合には、新規加入・増額更改(更新)・移行が可能(一部コースを除く)になります。

- 申込日において満30歳以上であること
- 過去5年以内に「脂質異常症・高脂血症」で入院歴がないこと 等

詳しくはご加入の生協までお問合せください。



2 2019年9月2日発効の契約より《あいぷらす》・《ずっとあい》加入申込時の健康診断書の提出基準が変更になります

《あいぷらす》・《ずっとあい》終身生命の加入申込時における健康診断書の提出基準が、2019年9月2日以後の発効契約より以下のとおりとなります(健康状態に関する告知事項への回答は従来どおり必要です)。

《あいぷらす》

発効時年齢	死亡・重度障害共済金額	健康診断書の提出
～満40歳	<u>金額に関わらず</u>	不要
満41歳～満50歳	2,000万円以下	不要
	2,000万円超	要
満51歳～満65歳	1,000万円以下	不要
	1,000万円超	要
満66歳～	金額に関わらず	要

《ずっとあい》終身生命

発効時年齢	死亡・重度障害共済金額	健康診断書の提出
～満50歳	金額に関わらず	不要
満51歳～満65歳	500万円以下	不要
	500万円超	要
満66歳～	金額に関わらず	要

※下線部分が変更となった箇所です。



契約内容についてのお知らせ

1 各共済契約の契約内容について

ご加入いただいているCO・OP共済《たすけあい》・《あいびらす》・《ずっとあい》の契約内容は、各共済事業規約および細則で定めています。各共済事業規約および細則は弊会のホームページにて公開していますので、ご確認ください。

共済商品	加入コース	対象となる共済事業規約・細則
《たすけあい》	ジュニア 20 コース	こども共済事業規約・細則
	その他のコース	生命共済事業規約・細則 住宅災害共済事業規約・細則
《あいびらす》	プラチナ 85	定期生命共済事業規約・細則 ※先進医療特約は生命共済事業規約・細則
	その他	定期生命共済事業規約・細則
《ずっとあい》	各コース	終身共済事業規約・細則

ホームページ

<http://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>



二次元コードをスマートフォン
で読み込み、該当ページに
アクセスすることも可能です。



2 事業規約・事業細則の変更について

2020年4月1日から施行される改正民法では、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められ、以下のいずれかに該当する場合には、事業者側が、既存の契約も含めてその約款の内容を変更できると規定されています。

- ① 変更が取引の相手方の一般の利益に適合する場合 ② 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る事情に照らして合理的な場合

ご加入の共済契約についても、改正民法で規定する上記のいずれかの条件に該当する場合には、各共済事業規約・細則の変更により契約内容を変更することがあります。各共済事業規約・細則を変更する場合、変更する旨および変更後の規約または細則ならびにその効力発生時期を、CO・OP共済のホームページに掲載することなどにより、ご加入者のみなさまにご案内いたします。

3 更新・更改・移行時のご注意

① 更新時の契約内容について（更新時に契約内容が変更になる場合があります）

次の各商品・特約の更新時における留意点として、次の内容をご確認ください。

《たすけあい》	共済期間は1年ですが、お申し出等がない限り、契約は各コースの年齢満期をむかえるまで自動的に1年ずつ更新されます。ただし、更新が不相当と認められる場合、契約は更新されず終了となります。なお、更新後の共済契約は、更新日（満期日の翌日）における共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。
《あいびらす》	共済期間満了時には更新の案内を送付しますが、お申し出等がない限り、契約は自動的に更新されます（※）。ただし、更新が不相当と認められる場合、契約は更新されず終了となります。なお、更新後の共済契約は、更新日（満期日の翌日）における共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。また、更新に伴い、掛金があがる場合があります。※満80歳で更新を迎える場合を除きます。
《あいびらす》 プラチナ85の 先進医療特約	《あいびらす》プラチナ85に任意付帯ができる先進医療特約の共済期間は1年ですが、お申し出等がない限り、契約はプラチナ85の満期をむかえるまで自動的に1年ずつ更新されます。ただし、更新が不相当と認められる場合、契約は更新されず終了となります。なお、更新後の共済契約は、更新日（満期日の翌日）における共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

② 更新・更改・移行時の通院・入院の支払限度日数について

更新・更改・移行（年齢満期を迎え他の共済商品に移行する場合も含みます）の場合、更新等をする前と後の共済契約において通院・入院日数が通算されたうえで共済金の支払上限日数が算定される場合があります。



保障の満期を迎える方は お手続きをお願いします



1 《たすけあい》ジュニア20コースで20歳満期を迎える契約

➡ ジュニア20コースの満期年齢は2016年9月より満19歳から満20歳に変更しております。

➡ 満期の3か月前より郵送等でご案内しますので、お手数ですが、継続または満期終了のお手続きをお願いします。



スマートフォンからもお手続きができるようになりました。
※20歳満期のみ

❶ 2017年9月以降にジュニア20コースの満期を迎える契約で、20歳満期時に継続または満期終了のお手続きがない場合は、下表のように《たすけあい》おとな向けコースへ自動的に契約を移行します（自動移行不同意届を提出している場合を除く）。

❷ 移行により保障内容や掛金が変更となる場合がありますので、ご注意ください。

❸ 先進医療特約を付帯している方は、先進医療特約付のコースに自動移行します（V1000円コースに自動移行する場合を除く）。

満期となるコース

J1000円コース J1900円コース J1600円コース(*)	J2000円コース
--	-----------

20歳満期時にお手続きがない場合

移行後のコース

V1000円コース	男性は V2000円コース 女性は L2000円コース
-----------	--------------------------------

*J1600円コースは現在、新規の募集をしていません。

2 《たすけあい》おとな向けコースで65歳満期を迎える契約

➡ 満期の3か月前より郵送等でご案内しますので、お手数ですが、継続または満期終了のお手続きをお願いします。

①～⑦の事項に該当する場合は、「契約者本人」が必ずお手続きを行ってください。契約者から8ページに記載のお問い合わせ先までご連絡ください。



共済マイページから可能なお手続きもございます。
詳しくはホームページでご確認ください。
<https://mypage.coopkyosai.coop>



1 契約者の住所または
住居表示の変更

2 ご加入の生協を脱退・変更された場合

3 掛金振替口座の変更

4 契約者と被共済者が別生計になるなど、
世帯に変更が生じた場合

5 契約者や被共済者の氏名変更

6 死亡共済金受取人・指定代理請求人の指定または変更
※共済金の請求に備え、あらかじめ死亡共済金受取人や指定代理請求人を指定することができます。

7 契約者が3か月を超えて海外に渡航する場合
※「被共済者のみが渡航し、かつ日本在住の契約者と生計が同一である場合」はお手続き不要です。

※CO・OP共済の改定事項や契約に関する重要な事項は、共済証書に記載の住所または変更のご連絡のあった住所に送付しています。契約者の氏名・住所の変更についてご連絡いただけていない場合、契約引受団体に最後にご連絡いただいた氏名・住所への送付をもって契約者に通知したものとみなします。

また、①～⑦のご連絡をいただけていない場合、共済金請求時に共済金をお支払いできなかったり、お支払いにお時間をいただくことがあります。

1 2019年9月1日より、《たすけあい》の事故(ケガ)通院における固定具の支払基準が変更になります

主な変更内容	変更前	変更後
保障金額	固定具の装着1日につき事故(ケガ)通院共済金0.5日分(入院・通院日を除く)※事故(ケガ)通院共済金の支払限度である90日を含みます	固定具の装着期間にかかわらず事故(ケガ)通院共済金10日分(同一の不慮の事故につき1回を限度に保障)※事故(ケガ)通院共済金の支払限度である90日を含みます
免責となる部位	・手の中指、薬指、小指 ・足指 ・鼻	免責となる部位はありません
支払対象となる固定具*・ケガの種類	骨折等のケガの治療のために、医師の指示により、ギブス、副木等の固定具を常時装着していたとき	ケガの種類にかかわらず、医師の指示により、ギブス、副木等の固定具を装着したとき

変更が適用される時期

2019年9月1日以後発生する不慮の事故(ケガ)から、変更後の支払基準が適用されます。

*ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネ、その他これらに類する固定具が支払対象です。包帯やサポーター、テーピング等、固定具の種類によっては支払対象外となる場合があります。

2 共済金に対する課税について

死亡共済金は課税対象になります。重度障害共済金、入院共済金、手術共済金等の共済金は非課税です。

死亡共済金に関わる課税の例

契約者(掛金負担者)	被共済者	受取人	税金の種類
夫	夫	妻	相続税
夫	妻	夫	所得税(一時所得)/住民税
妻	夫	子*	贈与税

扶養者事故死亡共済金に関わる課税の例(被共済者は子)

契約者(掛金負担者)	扶養者	受取人	税金の種類
夫	夫	子	相続税
妻	夫	妻	所得税(一時所得)/住民税

*子を死亡共済金受取人に指定した場合

税金の種類は、契約者(掛金負担者)と被共済者、扶養者および共済金受取人の関係により異なります。

課税対象金額算出方法

(2019年3月現在)

相続税	共済金受取人が法定相続人*の場合	死亡共済金 - (500万円 × 法定相続人の人数)
	共済金受取人が法定相続人以外の場合	死亡共済金
所得税/住民税	(死亡共済金 - 当該共済期間の払込掛金 - 50万円) × 1/2	
贈与税	死亡共済金 - 110万円	

※所得税、住民税について、契約が複数ある場合も1人に対して1年間に最高50万円の控除です。

*民法の規定により、相続人になれる人を法定相続人といいます。

税額は他の保険金や所得、相続、贈与財産を考慮しなければ、通常、相続税が最も低くなります。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください(住民税については、都道府県、市区町村にお問い合わせください)。



[CO・OP共済ニュース]

CO・OP
共済は

加入者が増えることで 保障内容が良くなってきました。

1984年

《たすけあい》
誕生

1998年

《たすけあい》
女性コース誕生

1999年

《たすけあい》
ジュニアコース
誕生

2010年

加入条件が
ゆるやかな
《たすけあい》
J1900円コース
誕生

2000年

《あいぶらす》
スタート

2011年

終身共済
《ずっとあい》
誕生

加入者数
837万4千人

※2019年3月20日時点での
CO・OP共済(元受)の
合計加入者数

2019年
9月より

妊娠中、高血圧・
脂肪肝の方に加え、脂質異常症・
高脂血症の方も加入しやすく

ご加入には一定の条件があります。
詳しくはお問い合わせください。

周りにこんな方々がいたら紹介してください!

CO・OP共済をおすすめしたいのは、こんな**方**たちです。

お子さんのいる
ご家庭



最近
結婚した



子どもが生まれる・
生まれた



子どもが
独立した



就職・
転職した



ありがたいキモチが広がり、「より多くの方が加入できる共済」を目指します。

個人賠償責任保険

(臨時費用補償及び賠償事故解決特約)

個人が日常生活における偶然な事故で、法律上の賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

1世帯の1人が加入すれば
ご家族全員を保障

月額保険料
140円

保障額
最高**3億円**

お支払いの対象となる事例(一例)



自転車で通行人にケガをさせた。



キャッチボール中、他人の家のガラスを割った。

たすけあい各コースとあいふすの一部分に追加で加入できます。

個人賠償責任保険にご加入いただけるCO・OP共済商品

たすけあい*

あいふす プラチナ 85

あいふす ゴールド85

あいふす ゴールド80

* ジュニア20コース、医療コース、女性コース、ベーシックコース、ウェルカムコース、ケガ通院コース、シルバー70コース

※個人賠償責任保険のみでのお申し込みはできません。



詳しくは
動画をチェック!



引受幹事保険会社：共栄火災海上保険株式会社

※個人賠償責任保険は共栄火災海上保険株式会社を引受幹事保険会社とし、コープ共済連を団体保険契約者とする損害保険の団体契約です(CO・OP共済ではありません)。

CO・OP共済の2018年度決算(2018年3月21日～2019年3月20日)が確定しましたのでご報告いたします。

加入者数・支払件数

(万人・万件未満切捨て)

	加入者数	共済金支払件数
たすけあい	591万人	111万件
あいふす	190万人	17万件
ずっとあい	55万人	6万件

※火災共済、《あいあい》・《新あいあい》は受託商品であるため掲載していません。

収益と費用および剰余金の概況

単位：億円(億円未満切捨て)

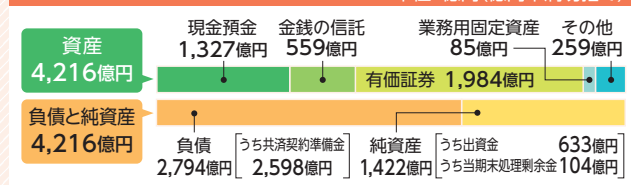
収益	費用および剰余金
共済掛金等収入 …………… 1,923	共済金等支払額 …………… 1,014
共済契約準備金戻入額 …… 309	共済契約準備金繰入額 …… 190
その他 …………… 22	事業経費 …………… 567
	その他 …………… 5
	税引前当期剰余金 …………… 471
	(内訳) 法人税他 …………… 35
	割戻準備金 …………… 348
	当期剰余金 …………… 87

ご契約者に還元する割戻金です。

資産および負債・純資産の状況

(2019年3月20日現在)

単位：億円(億円未満切捨て)



支払余力比率

(2018年3月21日～2019年3月20日)

単位：百万円(百万円未満切捨て)

下記比率は、通常の予測を超えたリスクに対応できる「支払余力」を有しているかどうかを判断する指標のひとつです。

支払余力比率	支払余力総額	リスクの合計額
1,367.3%	196,744	28,779

※コープ共済連では厚生労働省が定めている消費生活協同組合法施行規則ならびに施行規程に基づいて算出しており、上記比率は、200%以上必要とされています。生命保険会社、損害保険会社のソルベンシー・マージン比率とは単純に比較はできません。



CO・OP共済のお問い合わせ先が新しくなりました!


New!

電話からお問い合わせ




CO・OP共済のお問い合わせの電話番号が変更になりました。

ご加入やご契約に関する窓口

 **0120-50-9431**

共済金のご請求に関する窓口

 **0120-80-9431**

受付時間 月曜日～土曜日 9:00～18:00
(祝日営業) 年末年始はお休みさせていただきます

※これまでの電話番号は、2020年3月31日までご使用いただける予定です。

※スマートフォンをご利用の方は、右記の二次元コードからお問い合わせいただくと、担当者までスムーズにおつなぎできます。



New!

インターネットからお問い合わせ



**共済マイページが
リニューアルしました!**
(旧名称:インターネット手続サービス)

誰でもすぐに
ご利用できます

24時間いつでもどこからでもお手続き・ご契約
内容の確認が可能です!まずは利用登録から!
<https://mypage.coopkyosai.coop>



※「インターネット手続サービス」をご利用いただいていた方は、ID・パスワードはそのまま引き続きご利用いただけます。

共済マイページでできること

- ・《あいづらす》割戻金請求
 - ・ケガ通院共済金の請求書類発行
 - ・住所変更
 - ・契約者変更(承継)届の書類発行
 - ・掛金振替口座変更届の書類発行
 - ・契約内容の確認
 - ・控除証明書(共済掛金払込証明書)の再発行
- (2019年6月時点)

LINEからお問い合わせ ※ご利用の際には、友だち登録をお願いします。



LINEなら、24時間
いつでもCO・OP共済の
お問い合わせが可能です。

※すぐに回答できない場合はお時間を頂戴します。

友だち登録の方法 1
二次元コード

LINEの友だち追加から、こちらの
二次元コードを読みとってください。



友だち登録の方法 2
ID検索



「コープ共済センター」を検索し、
友だちに追加してください。





就職や結婚などにより独立される場合

契約者と被共済者が別生計になる場合
には、契約者変更(承継)が必要です。
お手続きの際は、契約者から上記記載の
お問い合わせ先までご連絡ください。

《例》
子が就職により
独立した場合

契約者 = 親 
被共済者 = 子 

契約者変更
(承継)が
必要です

契約者 = 子 
被共済者 = 子 

CO・OP共済の公式ホームページには、資料請求に関するご案内もございます。 <http://coopkyosai.coop>

契約引受団体 / **日本コープ共済生活協同組合連合会** (《たすけあい》)はご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会との共同引受になります)